

令和5年度 さいたま市立大砂土小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、それを受けた児童の教育を受ける権利や心身の成長、人格の形成を著しく侵害し、時には生命や身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。「いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識の下、全校児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「さいたま市立大砂土小学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止・早期発見・適切な対処」について示すものとする。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

本校は、創立150周年の伝統校であり、全国でも有数の児童数を有する大規模校でもある。いじめはどの学年、どの学級でも起こりうるものであることを十分に自覚し、以下記載の基本姿勢を踏まえ、予防と発見・対処についての行動計画を定めるものとする。

- 1 「いじめは絶対に許されない卑怯な行為である」という校風をつくります。
- 2 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- 3 いじめの防止、早期発見、早期対応を目指し、問題に対して学校が組織的に取り組みます。
- 4 学校の教職員がいじめを発見、または相談を受けた場合は、いじめ防止対策委員会に報告します。
- 5 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、組織的に対応します。
- 6 いじめられている児童を守り抜き、いじめる児童に対して毅然とした態度で指導します。
- 7 いじめの加害児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導します。
- 8 いじめの加害児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図ります。
- 9 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたります。
- 10 児童の自己有用感を高める教育活動・集団づくりを展開します。
- 11 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深めます。
- 12 教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図ります。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的 本校におけるいじめの未然防止や早期発見、対応や研修、いじめ防止に係る取組の教育課程への位置づけ・実施・評価・改善のために上記委員会を置く。

(2) 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導部・教育相談主任・教育相談部・特別支援教育コーディネーター・保健主事・養護教諭・学校評議員・PTA会長・主任児童委員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員・学校地域連携コーディネーター
※必要に応じ、関係機関と連携する。（警察関係者、医師・弁護士、児童相談員等）

(3) 開催

ア) 定例会 （各学期1回開催）

イ) 校内委員会（毎月1回開催、生徒指導部会を兼ねる）

ウ) 臨時部会 （必要に応じて開催、必要なメンバーを招集して行うケース会議）

(4) 内容

いじめ防止対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う。

【早期発見・事案対処】

- ・さいたま市学校いじめ防止プログラムの実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針についての教職員の共通理解と意識啓発を推進する。
- ・いじめの早期発見のため、個別面談やいじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめやいじめが疑われる行為、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、構成員を決定し、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保

護者との連携といった対応を組織的に実施する。

- ・重大事態への対応を行う。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）。

2 『いじめレッドカード！』スマイル会議

(1) 目的 児童の側からいじめの予防・未然防止、対処のための会議を置く。

(2) 構成員 代表委員会

(3) 開催 年2回 6月・9月

(4) 内容

ア) いじめ撲滅に向けた話合い

イ) スローガンの策定等取組の提言

ウ) 取組の推進（児童会役員が各学級に標語掲示・いじめ防止ビデオの作成、放送）

V いじめの未然防止

いじめに向かわない態度・能力の育成等がいじめの未然防止につながる。いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行う。そのため、以下に示す「学校いじめ防止プログラム」を実践していく。

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

○道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

○「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「安心・安全の日」の取組

○いじめ防止の観点から、毎月10日を「安心（安心点検＝心身の安全＝教育活動）・安全（安全点検＝施設・設備・備品の安全＝保守点検活動）の日」とし、心と生活のアンケートとそれに基づく面談の実施月以外の月に学校生活アンケートを実施する。また、説話、話合い等の教育活動でいじめ問題の理解や未然防止に取り組む。

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○実施要項に基づき、以下の内容について取り組む。

- ・「いじめ撲滅」啓発用ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくりと児童一人ひとりのいじめ撲滅に向けた決意の掲示
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」を活用する等、いじめの未然

防止に向けた学級担任等による指導

- ・学校だより、PTA広報誌に家庭や地域への広報活動
- ・学校生活アンケートの実施

4 「人間関係プログラム」を通して（3年生以上）

(1) 「人間関係プログラム」の授業等を通して

- 「いじめ撲滅強化月間(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等を行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、あたたかな人間関係を醸成する。
- ロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際の基本的なスキルの定着を図り、自発的に設定した行動目標を実践することで、いじめのない集団づくりに努める。

(2) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、いじめのない集団づくりに努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して（全学年）

- 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特にいじめは、いじめられていても本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに信頼できる大人に相談することができるようにする。

6 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・インターネット安全教室」の実施（5年）

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

7 豊かな関わり合いを深め、自己有用感を高める教育活動

異年齢集団による活動を意図的計画的に取り入れ、コミュニケーションを深め、自己有用感を高める場を増やすことによりいじめの未然防止を図る。

※実施例（健康状況等に応じて実施を検討する予定）

- 通学班
- なかよし給食（1・6年生／2・4年生／3・5年生）
- 高学年による低学年への体力テストの手伝い（1・6年生／2・5年生）
- なかよし会（1年生と幼稚園児 2年生と保育園児）
- 6年生による1年生への朝の手伝い
- 4年生による1年生への清掃の手伝い
- クラブ活動（4～6年生）
- 委員会活動（5・6年生）
- 学校たんけん（1・2年生）
- 運動会の応援団（5・6年生）
- 秋のフェスティバル（1・2年生）
- なかよし集会
- 大砂土っ子フェスティバル
- お別れ球技大会（5・6年生）
- お別れ式、卒業式

8 児童会の活動として

「いじめレッドカード！」スマイル会議を中心として、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちが主体的に考え、行動する取組を行う。

9 いじめ未然防止に向けた校内研修の充実

いじめ未然防止に向けた校内研修の充実とともに、どの児童にも分かる授業方法の工夫・改善に努める。

10 人権週間を通して（12月）

○児童に人権の重要性について考えさせ、人権意識を育てることによって、いじめの未然防止に努める。

11 保護者との連携を通して

- (1) 「いじめは絶対に許されないこと」について、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

本校では、あらゆる教育活動を通して、児童生徒を見守り、アンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずることにより、児童の些細な変化を見落とさず、いじめの早期発見に努めるとともに、記録をとり、情報の共有に資する。

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと。
 - ・気付いた情報を、組織で共有すること。
 - ・正しい情報に基づき、速やかに対応すること。
- (1) 健康観察：表情や声などの変化を確認するための、一人ひとりの呼名による朝の健康観察
 - (2) 授業中：ペア活動やグループ活動の協力の様子、机を合わせることの拒否、発言への嘲笑・からかい、教科書・ノート等の落書き、忘れ物の増加、視線や表情 等
 - (3) 休み時間：一人遊び、「遊び」と称してのからかい 等
 - (4) 給食：机を合わせることの拒否、食欲がない、極端な盛り付け、当番の押し付け 等
 - (5) クラブ：片付けの押し付け、ペア・グループの拒否、発言への嘲笑・からかい 等
 - (6) 委員会：役割の押し付け、ペア・グループ活動の拒否、発言への嘲笑・からかい 等
 - (7) 登下校：からかい、一人帰り、荷物を持たせる、下校ルートの変更 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを複数の教員にて判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月(年3回以上)
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について、学年・学校全体で情報を共有する。その際、市教委から配付されている面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「ど

のくらいの時間」、「どのような内容（児童の様子も含む）」にか
ついて記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 学校生活アンケート（簡易アンケート）を心と生活のアンケートとそれに基づく面談の
実施月以外の月に実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は「いじめに係る対応の手引き」に基づき、組織的に対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 年1回、10月に教育相談週間を設定する。毎月1回、教育相談日を設定する。
- (2) さわやか相談室の充実及び、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわ
やか相談員との連携強化を図る。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：11月（学校評価に含む、年1回実施）
- (2) アンケートの活用：校内委員会・いじめ防止対策委員会で情報共有する。

6 地域からの情報収集

- (1) いじめ防止対策委員会で報告を行い、情報交換する。
- (2) 民生委員・主任児童委員、学校評議員や保護者・地域ボランティアの方々やいじめ防止対
策委員会で情報収集する。

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告を行わない
ことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相
談を受けた場合には、速やかにいじめ防止対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、「児
童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげてい
く体制を整備する。

○校長は・・・	情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。いじめ防止対策委員 会を開催する。
○教頭は・・・	各担当・主任に命じ、当該事実確認及び周辺事実確認のため、情報収 集を行う。主任児童委員やPTA役員とも連携し、広く情報収集に当 たる。
○教務主任は・・・	本部・専科教職員と連携し、学級や学年の外からの情報を収集する。
○担任は・・・	事実確認のための情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知ら せてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任 を自覚させるための指導を行う。
○学年担当は・・・	並行学年の学級児童より情報収集を行う。担任の情報収集や安全確保、 指導の支援を行うとともにいじめへの対策・対応に努める。
○学年主任は・・・	学年会で方針を共有し、情報収集や対応、指導において役割分担をし て対応に取り組む。進捗状況について校長(教頭)に報告する。
○生徒指導主任は・・・	児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に 共通理解するための体制を整備する。校内のコーディネーターとして

	関係者間の連絡・調整を図る。
○教育相談主任は・・・	さわやか相談員と連携し、相談体制づくり及び体制の整備をし、いじめられた児童の心のケアに努める。(24時間いじめ相談ダイヤル、「子どものサインに気付いたら」、子どもの人権110番等の紹介)
○特別支援教育コーディネーターは・・・	問題の背景に、発達障害等が要因ではないか、との観点で、情報収集を行う。
○情報教育主任は・・・	情報モラル教育の教育課程への位置付けと充実、市教委からの「学校ネットパトロール報告」の確認を行うとともにネットによるいじめ等の情報収集を行う。
○養護教諭は・・・	保健室来室者からの情報を整理して、管理職や各主任に報告する。
○保健主事は・・・	体にあざ等が無いかわりに保健の観点で情報収集を行う。
○さわやか相談員は・・・	児童への心の寄り添いを教職員と連携する。
○スクールカウンセラーは・・・	情報の提供及び専門的な立場から、学校の求めに応じて、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリングを行う。
○スクールソーシャルワーカーは・・・	情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
○保護者は・・・	家庭において、児童の様子を把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携・協力しながら対応するとともに問題解決に努める。
○地域は・・・	いじめの発見、もしくは疑いを認めた時は、学校等に通報または情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

「重大事態」とは、いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときをいう。

重大事態が発生した場合、市長部局、教育委員会、学校及び学校の教職員は、事実真摯に向き合い、法や国の基本方針に則り、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づく対応を適切に行う。また、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に実施する。

○重大事態について

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
- ・年間30日を目安とする。
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○学校及び学校の教職員の対応

- ア) 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）は、直ちに教育委員会に一報する。
- イ) 学校及び学校の教職員は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

○児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

- ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- ① 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- ③ 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通じてのいじめへの対応等、教職員の意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果分析、改善

2 校内研修

- (1) 学校課題研修・年次研修・指導訪問の活用
 - ① 生徒指導の観点からの公開授業の活性化：互いの授業の見せ合いによる改善
 - ② 授業規律：チャイム着席や発表の仕方・聞き方、正しい姿勢
 - ③ わかる授業づくりの推進：児童が参加・活躍できる授業の工夫・学力の確保

(2) 自己有用感を高める教育活動

特別活動、縦割り活動、勤労奉仕的作業の実施に際し、生徒指導的な観点を確認し、いじめの未然防止に効果的につながる教育活動として捉え直して取り組む。

(3) 生徒指導・教育相談に係る研修

- ①児童理解研修（特別支援・教育相談・生徒指導・健康状況等に係る研修等 年2回）
- ②生徒指導研修（いじめの未然防止、事案対処に関する研修等 年2回以上）

(4) 情報モラル研修・・・インターネットを通じてのいじめの事例を知り、内在する危険と予防についての教育指導を行える資質能力を高める。

(5) 特別支援教育、国際教育、人権教育の充実に向けた校内研修

- ①発達障害を含む、障害のある児童
 - ②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童
 - ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ④東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- 上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑤医療従事者家族や感染者に対する偏見（新型コロナウイルス関連含む）

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う時期：各学期

2 「取組評価アンケート」、いじめ防止対策委員会の開催、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：7月・11月(学校評価に含む)
- (2) いじめ防止対策委員会の開催時期：各学期1回程度
- (3) いじめの問題に関する校内研修の開催時期

- ・4月 学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
- ・7月 人権教育研修
- ・8月 いじめ問題に関する事例研修等

3 保護者・地域への啓発活動：学校だより、ホームページ掲載、

学校保健委員会、PTA講演会、新入学説明会、PTA総会、授業参観・懇談会